海上自衛隊訓令第３６号

自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第３２条の規定に基づき、基地業務隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和６２年６月２９日

防衛庁長官　栗　原　祐　幸

基地業務隊の編制に関する訓令

（任務）

第１条　基地業務隊は、別表第１に掲げる海上自衛隊の部隊及び機関に係る厚生、会計、給養、車両、施設及び海上予備員の収容その他の業務（他の訓令の規定により他の部隊等の所掌とされている業務を除く。）を行うことを任務とする。

（司令）

第２条　基地業務隊の長は、基地業務隊司令（以下「司令」という。）とする。

２　司令は、１等海佐をもつて充てる。

３　司令は、地方総監の指揮監督を受け、基地業務隊の隊務を統括する。

（横須賀基地業務隊の編制）

第３条　横須賀基地業務隊は、基地業務隊本部（以下「本部」という。）及び基地業務分遣隊をもつて編成する。

（編制）

第４条　基地業務隊（横須賀基地業務隊にあっては、本部）に、次の５科及び補充部を置く。

総務科

厚生科

会計科

車両科

施設科

（総務科）

第５条　総務科においては、次の事務をつかさどる。

⑴　公印の保管、文書及び統計に関すること。

⑵　文書交換に関すること。

⑶　人事及び保健衛生に関すること。

⑷　秘密の保全に関すること。

⑸　隊内の事務の連絡調整に関すること。

⑹　前各号に掲げるもののほか、基地業務隊（横須賀基地業務隊にあっては、本部）の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（厚生科）
第６条　厚生科においては、次の事務をつかさどる。
⑴　宿舎に関すること。
⑵　共済組合に関すること。
⑶　恩給及び退職手当に関すること。
⑷　災害補償に関すること。
⑸　福利厚生に関すること。
⑹　被服の支給及び交換に関すること。
⑺　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和２７年法律第２６６号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。
（会計科）
第７条　会計科においては、次の事務をつかさどる。
⑴　経費及び収入の会計に関すること。
⑵　物品の取扱いに関すること。
⑶　給食及び栄養管理に関すること。
（車両科）
第８条　車両科においては、車両の管理及び運用に関する事務をつかさどる。
（施設科）
第９条　施設科においては、施設の維持及び修理に関する事務をつかさどる。
（補充部）
第10条　補充部においては、次の事務をつかさどる。
⑴　海上予備員の収容に関すること。
⑵　臨時の業務支援に関すること。
（基地業務分遣隊）
第11条　基地業務分遣隊は、別表第２に掲げる海上自衛隊の部隊に係る本部の事務のうち次条第２項から第５項までに規定する事務を分掌する。
２　基地業務分遣隊の長は、基地業務分遣隊長（以下「隊長」という。）とする。
３　隊長は、司令の命を受け、基地業務分遣隊の隊務を統括する。
（基地業務分遣隊の編制）
第12条　基地業務分遣隊に、次の４科を置く。
総務科
厚生科
補給科
施設科
２　総務科においては、次の事務をつかさどる。
⑴　公印の保管、文書及び統計に関すること。
⑵　文書交換に関すること。

⑶　人事及び保健衛生に関すること。
⑷　秘密の保全に関すること。
⑸　車両の管理及び運用に関すること。
⑹　隊内の事務の連絡調整に関すること。
⑺　前各号に掲げるもののほか、基地業務分遣隊の所掌事務で他の科の所掌に属しないものに関すること。
３　厚生科においては、次の事務をつかさどる。
⑴　共済組合に関すること。
⑵　恩給及び退職手当に関すること。
⑶　災害補償に関すること。
⑷　福利厚生に関すること。
⑸　被服の支給及び交換に関すること。
４　補給科においては、次の事務をつかさどる。
⑴　経費及び収入の会計に関すること。
⑵　物品の取扱いに関すること。
⑶　給食及び栄養管理に関すること。
５　施設科においては、施設の維持及び修理に関する事務をつかさどる。
（科長及び補充部長）
第13条　科に科長を、補充部に補充部長を置く。
２　科長又は補充部長は、司令（基地業務分遣隊の科長にあつては、隊長）の命を受け、科務又は補充部の事務を掌理する。
（分隊）
第14条　司令は、基地業務隊（横須賀基地業務隊にあつては、本部）の隊員をもつて、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊１以上を編成することができる。
（委任規定）
第15条　この訓令に定めるものほか、基地業務隊の内部組織及びこの訓令の実施に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附　則

この訓令は、昭和６２年７月１日から施行する。

附　則（平成２年６月８日海上自衛隊訓令第１３号連絡所の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第３条）

この訓令は、平成２年６月８日から施行する。

附　則（平成２年１０月１日防衛庁訓令第３８号防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令第５６条

この訓令は、平成２年１０月１日から施行する。

附　則（平成９年４月１日海上自衛隊訓令第１３号）

この訓令は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年４月１８日海上自衛隊訓令第２７号海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令及び基地業務隊の編制に関する訓令の一部を改正する訓令第２条）

この訓令は、平成１５年４月２１日から施行する。

附　則（平成１６年２月４日海上自衛隊訓令第２号）

この訓令は、平成１６年３月１日から施行する。

附　則（平成１６年９月２８日海上自衛隊訓令第４３号海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令等の一部を改正する訓令第３条）（抄）

この訓令は、平成１６年１１月１日から施行する。

附　則（平成１７年２月２５日防衛庁訓令第１１号自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院の組織等に関する訓令の一部を改正する訓令附則第４項）（抄）

１　この訓令は、平成１７年３月１日から施行する。

附　則（平成１９年１月５日防衛庁訓令第１号防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第８４条）（抄）

１　この訓令は、平成１９年１月９日から施行する。

附　則（令和４年２月２８日防衛省訓令第４号防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令第７条）

この訓令は、令和４年３月１日から施行する。

別表第１（第１条関係）

基地業務隊	部隊及び機関
横須賀基地業務隊	横須賀市及び東京都小笠原村父島に所在する部隊及び機関
呉基地業務隊	呉市、江田島市、周南市及び佐伯市に所在する部隊及び機関（特別警備隊、標的機整備隊、海上自衛隊幹部候補生学校及び海上自衛隊第１術科学校を除く。）
佐世保基地業務隊	佐世保市、対馬市、壱岐市及び鹿児島県大島郡瀬戸内町に所在する部隊及び機関
舞鶴基地業務隊	舞鶴市及び新潟市に所在する部隊及び機関
大湊基地業務隊	むつ市に所在する部隊及び機関

別表第２（第１１条関係）

基地業務隊	部隊
船越基地業務分遣隊	横須賀市船越町に所在する部隊